

**長野都市計画特別用途地区の変更**（長野市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	その他及び備考 (構成比)
大規模集客施設制限地区	約 653 ha	100.0%
合計	約 653 ha	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

区域区分の変更に伴い、準工業地域が指定されることから変更するもの

## 長野都市計画特別用途地区変更理由書

## 1 変更理由

本市では中心市街地の賑わいや活性化を促し、商業・業務機能等の回復・強化を図るなど、本市の都市の将来像を実現するために準工業地域の全てについて、都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限している。今回、第7回区域区分の見直しに伴い、準工業地域が指定されることから変更するもの。

## 2 指定面積

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 653 ha	
合 計	約 653 ha	

## 都市計画の策定の経緯の概要

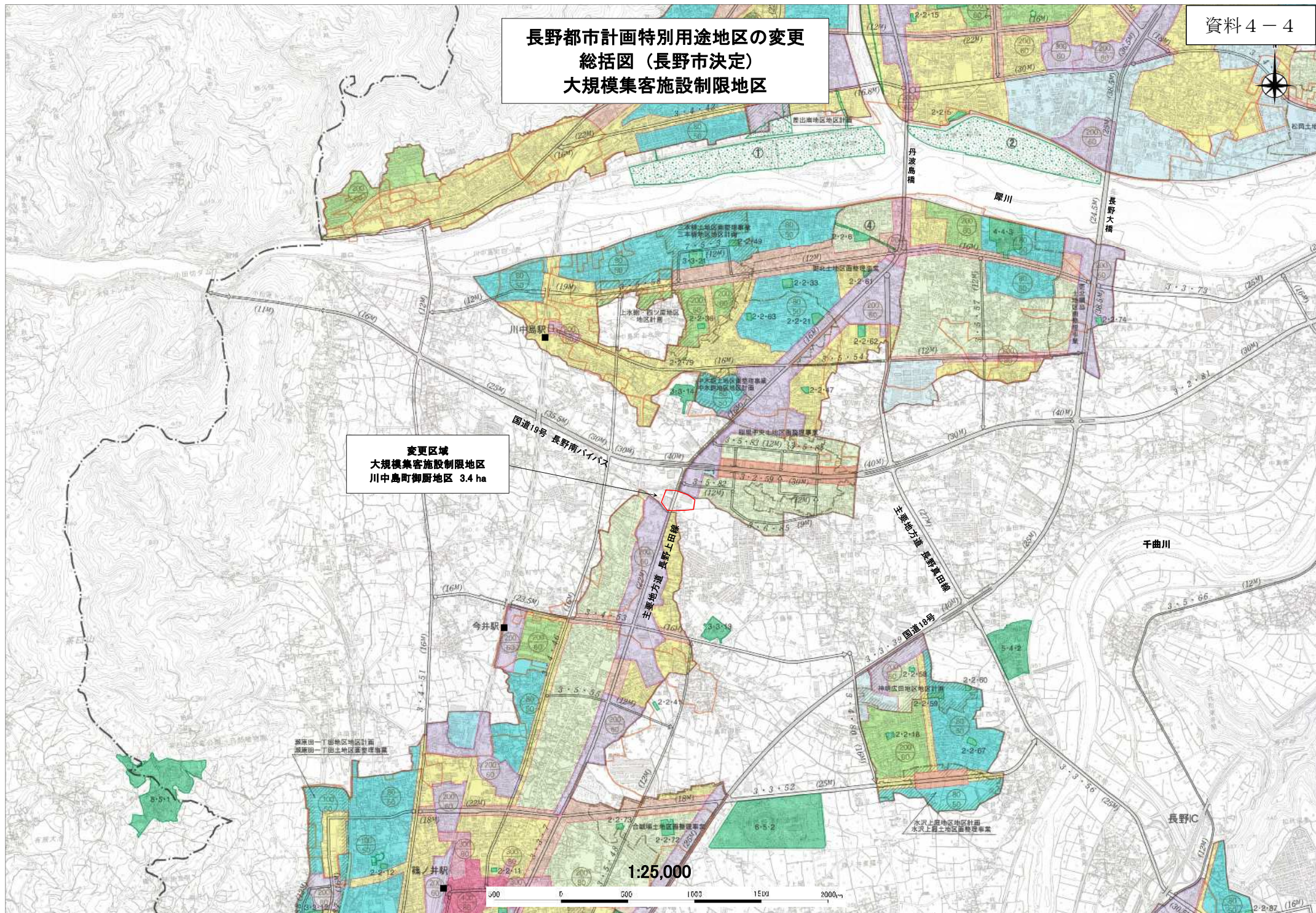
## 長野都市計画特別用途地区の変更

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和 3 年 3 月 10 日 (水)	
長野県知事事前協議	令和 3 年 4 月 20 日 (火)	
公聴会開催の公告	令和 3 年 4 月 26 日 (月)	
素案の閲覧	令和 3 年 4 月 26 日 (月) から 5 月 28 日 (金) まで	
公述申出書提出期限	令和 3 年 5 月 21 日 (金)	
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	令和 3 年 5 月 30 日 (日)	公述の申出がなかったため、中止
長野県知事事前協議回答	令和 3 年 6 月 3 日 (木)	
長野市都市計画審議会	令和 3 年 6 月 29 日 (火)	事前説明
長野県知事協議 (都市計画法第 19 条第 3 項)	令和 3 年 7 月 20 日 (火)	
長野県知事協議回答	令和 3 年 7 月 30 日 (金)	
都市計画案の縦覧公告 (都市計画法第 17 条第 1 項)	令和 4 年 1 月 12 日 (水)	
都市計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	令和 4 年 1 月 13 日 (木) から 1 月 28 日 (金) まで 15 日間	
長野市都市計画審議会	令和 4 年 2 月 10 日 (木)	付議
決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	令和 4 年 5 月上旬	(予定)

長野都市計画特別用途地区の変更  
総括図（長野市決定）  
大規模集客施設制限地区



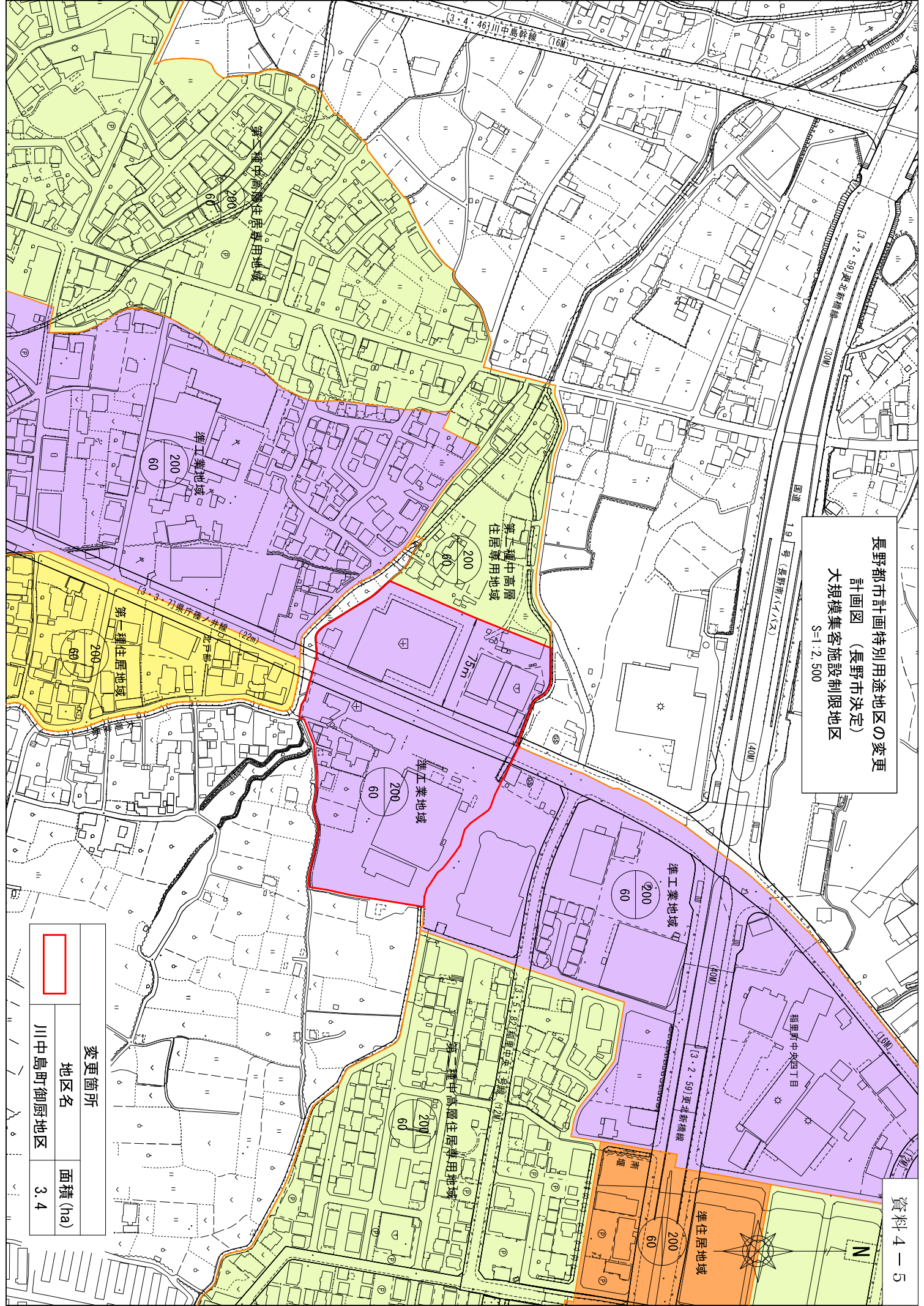
変更区域  
大規模集客施設制限地区  
川中島町御厨地区 3.4 ha



1:25,000



長野都市計画特別用途地区の変更  
 計画図（長野市決定）  
 大規模集客施設制限地区  
 S=1:2,500



変更箇所	
地区名	川中島町御厨地区
面積 (ha)	3.4

## 長野都市計画特別用途地区の新旧対照表 (長野市決定)

種類	面積	その他及び備考 (構成比)
大規模集客施設制限地区	( 649 ) 約 653 ha	100.0%
合計	( 649 ) 約 653 ha	100.0%